**平成２３年（フ）第１７８４号**
堺市美原区多治井769
破産者　株式会社もず金属
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第８７５号**
大阪府大阪狭山市山本東18番地の８―413号
破産者　有限会社デリシャスフーズ
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第７１８号**
神戸市中央区多聞通５丁目２番２
破産者　株式会社日宣通
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２９３７号**
福岡市中央区大宮２丁目１番20号
破産者　株式会社ミクニ商会
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１０５４号**
福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目10番２号ウーブル博多606
破産者　有限会社福岡ビー・エス・デー販売
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第９８号**
茨城県北茨城市華川町上小津田210番地４
破産者　有限会社佐佐木総建
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

**平成２４年（フ）第１３１２号**
神奈川県綾瀬市小園886番地１
破産者　有限会社有宏美術印刷
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１６３５号**
横浜市中区山下町99番地山下公園サンライトマンション１号棟201号室
破産者　有限会社ＴＫＴ
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１６８５号**
横浜市保土ケ谷区狩場町422番地10
破産者　有限会社ザ・ロード
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第８３号**
愛知県岡崎市昭和町木舟25番地
破産者　マクロホーム株式会社愛知
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第１３７号**
愛知県岡崎市六名本町19番地９
破産者　株式会社ベストワン
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第６４号**
兵庫県南あわじ市倭文委文413番地の１
破産者　株式会社数田住建
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２３年（フ）第１２１０号**
広島県安芸郡熊野町呉地１丁目４番38号
破産者　有限会社小川建設工業
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２３年（フ）第１７１号**
さいたま市浦和区本太５丁目20番３号　マロングラッセ101
破産者　佐藤　茂一
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第５３７号**
さいたま市見沼区大和田町１丁目1645番地サンライフ大和田105号室、破産手続開始決定時の住所さいたま市見沼区大字南中丸1383番地４
破産者　相澤　秀樹
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１０７３号**
埼玉県上尾市大字久保283番地　しらこばと団地10―204
破産者　倉持　正美
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１９９２号**
札幌市南区石山２条７丁目５番18号
破産者　柴田　　豊
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２１１８号**
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番２―610号
破産者　磯部　正己
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第３３３号**
静岡県富士宮市北山3589番地　ＫＭハイツＡ102号、破産手続開始時の住所静岡県富士宮市大中里1206番地の15
破産者　遠藤　喜志
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第２７０４号**
愛知県日進市栄２丁目110番地　ファミール日進三番館1001
破産者　ユーキシステムこと　黒坂　憲弥
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第５号**
名古屋市北区成願寺１丁目４―11、住民票上の住所名古屋市北区平安２丁目23番43号
破産者　猪子　勇一
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部